令和５年度（2023 年度）感染症検査機関等設備整備費補助金交付要綱

（目的）

1　感染症検査機関等設備整備費補助金は、新型コロナウイルス感染症検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備を図るため、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

2　この補助金の事業者は、北海道内に所在する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、発熱者等診療・検査医療機関、遺伝子検査登録のある衛生検査所、地方衛生研究所等のうち、北海道知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。

（補助事業費）

3　この補助金は、令和５年４月５日付け医政発 0405 第３号・健発 0405 第１号・薬生発 0405 第１号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う次の設備整備を交付の対象とし、対象経費は、別表に掲げる経費とする。

（１）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ検査装置を含む）
（２）等温遺伝子増幅装置
（３）全自動化学発光酵素免疫測定装置
（４）その他の備品等

（補助金交付額の算定方法）

4　この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）　別表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
（２）　（１）により選定された額と当該事業に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助の交付申請）

5　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書（保福第 1 号様式（平成 10 年度北海道告示第 500 号に定める様式をいう。以下「保福様式」について同じ。））に次に掲げる関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（保福第１の２号様式）
（２）　補助金交付申請額算出調書（保福第１の 16 号様式）
（３）　経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）
（４）　事業予算書（保福第１の 20 号様式）
（５）　資金収支計画書（保福第１の 32 号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
（６）　見積書
（７）　カタログ等仕様のわかる書類
（８）　その他参考となる書類

（交付の条件）

6　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（１）　規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、そ

の成果を成し遂げなければならない。

（2） 補助事業等の内容の変更（当該変更に伴う事業に要する経費の増減額が変更前の事業に要する経費の10パーセント以内である変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

（3） 補助対象経費の内容のうち、購入価格が50万円以上の別表に定める種目及びその数量を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50 万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

（4） 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

（5） この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

（6） 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

（7） 補助事業等の執行を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（8） 補助事業が期限までに完了しないとき又は困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（9） 補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。また、道が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

(10) （9）の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(11) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。

(12) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次に寄らなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

この補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記１号様式による調書を作成し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

ただし、事業におり取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第１項第２項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならない。

(13) この補助金の交付決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(14) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

(15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(16)　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第２号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(17)　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(18)　次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

オ　アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(19)　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(20)　補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(21)　（６）の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

7　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第１の 21 号様式）に５の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

8　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

9　規則第 14 条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（保福第１の 28 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）　事業実績書（保福第１の２号様式）

（２）　補助金等精算書（保福第１の 30 号様式）

（３）　事業精算書（保福第１の 31 号様式）

（４）　契約書の写し及び検収（査）調書の写し

（５）　検査機器等の写真

（６）　その他参考となる書類

(別表)

1　種目	2　基準額	3　対象経費	4　補助率
（1）リアルタイムＰＣＲ装置 （2）等温遺伝子増幅装置 （3）全自動化学発光酵素免疫測定装置 （4）その他の備品等	知事が必要と認めた額	（1）～（3）検査機器を導入するために必要な備品購入費 （4）（1）～（3）に付随し必要となる備品購入費等で、知事が必要と認めたもの	10 分の 10 以内